

都市緑地法運用指針改正案（新旧対照表）

○市民緑地制度関係部分

改 正 案	現 行
<p>1 0 市民緑地制度</p> <p>(1) 市民緑地制度の意義</p> <p><u>都市</u>の緑とオープンスペースを確保していくためには、都市公園の整備と併せて民有地の緑化や残された緑地の保全を図るとともに、これらを住民の利用に供する緑地として確保していくことが重要である。</p> <p>市民緑地制度は、主として土地又は人工地盤、建築物その他の工作物(以下この章において「土地等」という。)の所有者からの申出に基づき、地方公共団体又は緑地管理機構(以下この章において「地方公共団体等」という。)が当該土地等の所有者と契約(市民緑地契約)を締結し、当該土地等に住民の利用に供する緑地又は緑化施設(市民緑地)を設置し、これを管理することにより、土地等の所有者が自らの土地を住民の利用に供する緑地又は緑化施設として提供することを支援・促進し、緑の創出と保全を推進することを目的とした制度である。</p> <p>(2) 市民緑地制度の内容</p> <p>① 市民緑地の対象となる土地の区域等</p> <p>ア 市民緑地の対象となる土地の区域は、都市計画区域<u>又は準都市計画区域</u>内の300平方メートル以上の一団の土地等の区域(人工地盤、建築物その他の工作物については申出に係る部分の水平投影面積)である。市民緑地契約は、専ら住民の利用に供することを目的とする権利が設定されるものであることから、市民緑地を設置しようとする土地又は人工地盤、建築物その他の工作物の市民緑地を設置しようとする部分に、他の地上権、賃借権その他の使用収益権(ただし、電線の設置に伴う地上権の設定等市民緑地の利用に支障のない権利の設定を除く。)が既に設定されている場合には、市民緑地を設置することができない。</p> <p>また、現況が緑地でない土地であっても、</p>	<p>1 0 市民緑地制度</p> <p>(1) 市民緑地制度の意義</p> <p><u>都市内において</u>、緑とオープンスペースを確保していくためには、都市公園の整備と併せて民有地の緑化や<u>都市内に</u>残された緑地の保全を図るとともに、これらを住民の利用に供する緑地として確保していくことが重要である。</p> <p>市民緑地制度は、主として土地又は人工地盤、建築物その他の工作物(以下この章において「土地等」という。)の所有者からの申出に基づき、地方公共団体又は緑地管理機構(以下この章において「地方公共団体等」という。)が当該土地等の所有者と契約(市民緑地契約)を締結し、当該土地等に住民の利用に供する緑地又は緑化施設(市民緑地)を設置し、これを管理することにより、土地等の所有者が自らの土地を住民の利用に供する緑地又は緑化施設として提供することを支援・促進し、緑の創出と保全を推進することを目的とした制度である。</p> <p>(2) 市民緑地制度の内容</p> <p>① 市民緑地の対象となる土地の区域等</p> <p>ア 市民緑地の対象となる土地の区域は、都市計画区域内の300平方メートル以上の一団の土地等の区域(人工地盤、建築物その他の工作物については申出に係る部分の水平投影面積)である。市民緑地契約は、専ら住民の利用に供することを目的とする権利が設定されるものであることから、市民緑地を設置しようとする土地又は人工地盤、建築物その他の工作物の市民緑地を設置しようとする部分に、他の地上権、賃借権その他の使用収益権(ただし、電線の設置に伴う地上権の設定等市民緑地の利用に支障のない権利の設定を除く。)が既に設定されている場合には、市民緑地を設置することができない。</p> <p>また、現況が緑地でない土地であっても、</p>

植樹等を行い当該土地を緑地とした場合においては、当該土地に係る市民緑地の設置が可能である。

なお、市民緑地の対象となる緑化施設には、森林法第41条第1項の保安施設事業による保安施設及び地すべり等防止法第2条第3項の地すべり防止施設は含まないことが望ましい。

イ (略)

②～⑧ (略)

(3) その他

①～③ (略)

④ 協議・調整

ア～イ (略)

ウ 市民緑地の対象となる土地には、農地、牧草放牧地、森林法による地域森林計画又は国有林の地域別の森林計画において保安林の指定が計画されている土地、保安林、保安林予定森林、保安施設地区及び保安施設地区予定地は含まれない。

エ～カ (略)

⑤ 管理協定との関係

市民緑地制度が都市計画区域又は準都市計画区域内における民有緑地について住民の利用に供しつつ都市の緑地を確保する制度であるのに対し、管理協定は、

- i 緑地保全地域及び特別緑地保全地区内に限って締結され緑地保全地域制度及び特別緑地保全地区制度を補完するものである点、
- ii 住民の利用に供することを直接の目的としない点、
- iii 他の使用収益を目的とする権利が設定されていてもその権利者の合意を得て締結し得るものである点、
- iv 承継効を有する点

において相違がある。なお、市民緑地契約及び管理協定は土地等の所有者と地方公共団体又は緑地管理機構との間において締結される民法（明治29年法律第89号）上の使用貸借又は賃貸借に該当するものであり、同一の土地において市民緑地契約と管理協定が重複して締結されることは想定されない。

植樹等を行い当該土地を緑地とした場合においては、当該土地に係る市民緑地の設置が可能である。

なお、市民緑地の対象となる緑化施設には、森林法第41条第1項の保安施設事業による保安施設及び地すべり等防止法第2条第3項の地すべり防止施設は含まないことが望ましい。

イ (略)

②～⑧ (略)

(3) その他

①～③ (略)

④ 協議・調整

ア～イ (略)

ウ 市民緑地の対象となる土地には、農地、牧草放牧地、森林法による保安林、保安林予定森林、保安施設地区及び保安施設地区予定地並びに保安林整備臨時措置法（昭和29年法律第84号）による保安林整備計画に基づく保安林指定計画地は含まれない。

エ～カ (略)

⑤ 管理協定との関係

市民緑地制度が都市計画区域内における民有緑地について住民の利用に供しつつ都市の緑地を確保する制度であるのに対し、管理協定は、

- i 緑地保全地域及び特別緑地保全地区内に限って締結され緑地保全地域制度及び特別緑地保全地区制度を補完するものである点、
- ii 住民の利用に供することを直接の目的としない点、
- iii 他の使用収益を目的とする権利が設定されていてもその権利者の合意を得て締結し得るものである点、
- iv 承継効を有する点

において相違がある。なお、市民緑地契約及び管理協定は土地等の所有者と地方公共団体又は緑地管理機構との間において締結される民法（明治29年法律第89号）上の使用貸借又は賃貸借に該当するものであり、同一の土地において市民緑地契約と管理協定が重複して締結されることは想定されない。